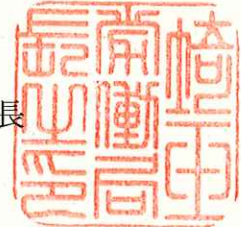


埼玉労基 0811 第 2 号
令和 2 年 8 月 11 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接
ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

日頃より労働行政の推進について格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令等の改正が行われ、「溶接ヒューム」が特定化学物質（第 2 類）に追加されることになりました。

このため、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断する作業等の「溶接ヒューム」を取り扱う作業等については、特定化学物質作業主任者の選任や特殊健康診断の実施等の対策を講じることが必要になります（別添資料参照）。

つきましては、貴団体におかれましても、「溶接ヒューム」のばく露による健康障害防止のため、関係事業者に対し、特定化学物質作業主任者の選任等の対策を確実に実施するよう指導援助いただきますようお願いいたします。

添付資料 「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」（厚生労働省告示第 286 号）
「屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ」（パンフレット）
「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」（パンフレット）